

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

名張市長 北川 裕之

市町村名 (市町村コード)	名張市 (242080)
地域名 (地域内農業集落名)	西田原区 (西田原)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 7年 1月 25日 (第 1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

区内の担い手を中心に農業経営が行われており、農地の維持管理については、西田原地域多面的機能保全会の活動により地域で取り組んでいるが、高齢化や農業収入の低迷により区内の耕作者が減少し、今後の農地の維持管理が課題となっている。

10年後を見据えて考えると、区内の耕作者の減少がさらに進み、営農継続と農地の維持管理が困難になることが想定されるため、既存の担い手への集積を進めるとともに、青年就農者や地区外の農業者・法人等、新たな担い手の確保が必要となる。

(2) 地域における農業の将来の在り方

主食用水稻を主要作物とし、営農を継続する。区内農業者の現状、将来の意向を踏まえ、既存の担い手への集積を検討するとともに新たな担い手の確保についても検討する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	24.4 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	24.4 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地かつ多面的機能支払交付金の対象農地を基本とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
担い手への集約化を目標とし、集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地の貸借については農地中間管理機構を通じて行っていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
西田原地域多面的機能保全会の活動で農道、水路等の維持管理を行う。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
認定農業者や新規就農者の確保に努め、市・県・JAと相談体制を確立し、農地の斡旋や技術的指導を行っていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ①補助事業を活用して鳥獣対策として防護柵の設置を随時行っていく。既存の防護柵については、補修・定期的な見回りを行い維持管理をする。
- ②地域の慣行レベルと比較して節減対象農薬の使用回数が50%以下、化学肥料の窒素成分量が50%以下で栽培する特別栽培米の生産に取り組む。
- ⑦西田原地域多面的機能保全会の活動で農道、水路等の維持管理、農地の保全管理を行う。